

求職者支援訓練の認定申請について

(平成29年度 第1四半期(平成29年4・5・6月)開講分)

求職者支援訓練の認定申請を以下のとおり受け付けいたします。
 申請にあたっては、「認定定員・訓練分野」、「認定基準」、「申請書の提出に当たっての留意事項」等をご確認の上、申請くださいますようお願いいたします。

1 申請受付

(1) 認定申請受付期間等について

平成29年度 第1四半期(平成29年4・5・6月)開講分	
認定申請受付期間 (最終日16:00受付終了)	1月4日(水)～ 1月17日(火)
認定予定日	2月10日(金)
認定機関向け説明会(※) 予定日	2月15日(水) 13:30～16:00
受講者募集開始予定日	2月16日(木)以降

※ 認定を受けられた訓練実施機関に対して、訓練運営にあたっての留意事項や、認定職業訓練実施奨励金等に関する説明会を予定しております。

■重要■

訓練実施機関(同一法人)が、同一認定単位期間(4・5・6月)で同時に申請できる申請件数は、基礎コースにおいては2訓練科、実践コースの各分野においては各地域(東部、中部、西部)において1訓練科までとします。

(2) 受講者募集期間、選考日、選考結果通知日等の設定方法について

- イ 「募集開始日」は任意に設定してください。
但し、受講者募集期間は、2週間以上設定してください。
- ロ 「募集締切日」から「選考日」までの間隔は、当該日を含まず4開庁日とします。
- ハ 「選考日」から「HW等あて通知日」までの間隔は、当該日を含まず2開庁日とします。
- ニ 「HW等あて通知日」から「選考結果通知日(応募者あて)」までの間隔は、当該日を含まず2開庁日とします。
- ホ 「応募者あて通知日」から「開講日」までの間隔は、当該日を含まず8開庁日とします。



(3) ハローワーク来所日について

「留意事項」に記載されている各月の「ハローワーク来所日」については、別表「訓練開始コースに係るハローワークへの指定来所曜日配分表」に基づいて設定してください。

2 申請様式

申請様式、申請に関する文書が当機構ホームページに掲載されております。
必ず最新のものをご確認のうえ、最新様式をご使用ください。

(<http://www.jeed.or.jp/js/shien/index.html>)

3 注意

- (1) 受付期限（注：最終日は16：00まで）を過ぎての申請は受け付けることができません。
- (2) 提出された申請書等に、記載漏れや添付書類の不足があった場合、それが受付期間内に是正されなければ申請書を受理することができませんので、該当すると思われる場合は事前にご相談ください。
- (3) 申請のご相談については提出期間外でも承っております。
申請をお考えの場合は、早めに当支部にご相談されることをお勧めいたします。
なお、来所による相談は事前に電話による予約をお願いします。
★初めて求職者支援訓練の認定申請を検討されている方へ
過去3年以内に実施された各種職業訓練のカリキュラム等が確認できるものを持参してください。
「認定を受けようとする職業訓練を開始しようとする日から遡って3年間において、申請される求職者支援訓練科と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行ったことがあること。」が申請の前提条件になっています。
- (4) 訓練実施機関（同一法人）が、同一認定単位期間（4・5・6月）で同時に申請できる申請件数は、基礎コースにおいては2訓練科、実践コースの各分野においては各地域（東部、中部、西部）において1訓練科までとします。
- (5) 計画定員数を超える認定申請がある場合は、認定基準を満たしていても認定されない場合がありますので、予めご了解願います。

4 申請書提出先

〒422-8033

静岡市駿河区登呂3丁目1番35号

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

静岡支部 求職者支援課 認定・指導係

TEL 054-285-7152

(別表)

訓練開始コースに係るハローワークへの指定来所曜日配分表

訓練コース種類		指定来所曜日
基礎		月
実践	05 介護福祉分野	火
	03 営業・販売・事務分野	水
	04 医療事務分野	(午前)
	02 IT分野	木
	11 デザイン分野	木
	上記以外分野 震災対策特別コース	金

指定来所日が祝日等の場合は、要調整（各ハローワークにご確認ください）

水曜日は、午前中来所